

1

2

3

4

• f

(3)



③この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものである。

④この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人、2か所以上から給与を受けている場合には、そのうちの1か所しから提出することができ、そのうちの1か所しから給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所しから提出すること。

⑤この申告書の記載に当たっては、裏面の「1 申告についてのご注意」等をお読みください。

1

源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

4

▶④ 老人扶養親族（昭 29.1.1 以前生）

控除対象扶養親族が年齢70歳以上（昭和29年 1 月 1 日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

- ①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常況としている人であるとき⇒「同居老親等」
②その人が①以外の人であるとき ⇒「その他」

▶⑤ 特定扶養親族（平 13.1.2 生～平 17.1.1 生）

控除対象扶養親族が年齢19歳以上23歳未満（平成13年 1 月 2 日～平成17年 1 月 1 日生）の場合に、チェックを付けます。

▶⑥ 非居住者である親族

源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けます。

また、控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族が非居住者である場合、親族関係書類の添付等が必要です。

また、上記の「留学」にチェックを付けた場合は、留学ビザ等書類の添付等が必要です。

●（参考）

- ①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです（特定支出控除の適用がある場合を除きます。）。

給与の収入金額		所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円	9,000,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円	
1,500,000円		950,000円
1,030,000円		480,000円

- ②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです。

	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円	950,000円
	1,080,000円	480,000円
65歳以上	2,050,000円	950,000円
	1,580,000円	480,000円

※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生 の記入

		①	②	③	④
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	☒ 障害者	区分	障害者	本人	同一生計配偶者(注2)
		一般の障害者			扶養親族(注1)
		特別障害者			扶養親族(注1)
		同居特別障害者			扶養親族(注1)
		上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。			
		障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください) 異動月日及び事由			
		山川隆雄、身体障害者3級 身体障害者手帳 平成27年4月11日交付			
		(注)1. 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和5年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限ります。と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人及び白色事業専従者を除きます。)、で、令和5年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 2. 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人及び白色事業専従者を除きます。)、で、令和5年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。			

▶① 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和5年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

▶② 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満（平成20年 1 月 2 日以後生）の扶養親族も対象となります。

▶③ 寡婦 など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

▶④ 障害者又は勤労学生の内容

左記の障害者又は勤労学生に該当する（人がいる）場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

(例) 障害者の場合…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（等級）などの障害者に該当する事実を記載します。

4 住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

①	16歳未満の扶養親族(平20.1.2以後生)	(フリガナ) 氏名	個 人 番 号	あだな の 氏名	生 年 月 日	住 所 又 は 居 所	控除対象外国籍扶養親族(注) 該当する場合は○印を付けてください。	令和5年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由	※「令和5年中の所得の見積額」欄には、退職所得等を除いた金額を記載します。
		ヤマカワ サブロー	5,15,6,7,8,9,10,0	子	21・7・5	東京都練馬区栄町 23-7		0円		
③	退職手当等を有する配偶者・扶養親族	(フリガナ) 氏名	個 人 番 号	あだな の 氏名	生 年 月 日	住 所 又 は 居 所	非居住者である親族(注) 該当する場合は○印を付けてください。	令和5年中の所得の見積額(※)	障害者区分	異動月日及び事由
							○30歳未満又は70歳以上 ○留学 ○障害者 ○勤労学生 ○38万円以上の支払	円	一般 ○寡婦 ○ひとり親	

▶① 16 歳未満の扶養親族（平 20.1.2 以後生）

年齢16歳未満（平成20年 1 月 2 日以後生）の扶養親族について記載します。

▶② 控除対象外国扶養親族

国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に○を付けます。この場合、親族関係書類及び送金関係書類を令和6年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶③ 退職手当等を有する配偶者・扶養親族

退職手当等（源泉徴収されるものに限ります。以下同じです。）の支払を受ける配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和5年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるものに限ります。）又は扶養親族について記載します。

▶④ 非居住者である親族

退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」にチェックを付けます。

また、退職手当等の支払を受ける扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」（留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人）、「障害者」又は「38万円以上の支払」（あなたから令和5年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人）のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

この場合、親族関係書類、留学ビザ等書類及び送金関係書類を令和6年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶⑤ 令和5 年中の所得の見積額（退職所得を除く）

令和5年中の退職所得の金額を除いた合計所得金額の見積額を記載します。

▶⑥ 障害者区分

退職手当等の支払を受ける配偶者のうち同一生計配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和5年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が48万円以下である人をいいます。）又は扶養親族について、その配偶者又は扶養親族が障害者である場合は「一般」にチェックを付け、特別障害者である場合は「特別」にチェックを付けます。

▶⑦ 寡婦又はひとり親

退職所得を除くと令和5年中の合計所得金額の見積額が48万円以下となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、チェックを付けます。

※1 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

2 住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含めないこととされています。

3 「住民税に関する事項」欄については、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。